

令和8年厚木市農業委員会1月定例総会議事録

日 時 令和8年1月26日 月曜日 午後3時から午後3時40分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 常 盤 悟

4番 三 橋 能 弘

5番 市 川 秀 夫

6番 高 澤 友紀子

7番 大 貫 昭 司

8番 伊 藤 洋 文

9番 庄 司 隆 行

10番 高 瀬 正 美

11番 神 崎 吉 男

12番 山 口 泉 (会長職務代理者)

欠席者 3番 大 塚 孝 雄

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主査

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告12件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告15件)
- 3 登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記について (報告1件)
- 5 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告1件)
- 7 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて (報告1件)
- 8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)
- 9 議案第2号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (35件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

3番の大塚孝雄委員から欠席の届けがでております。

これより、令和8年厚木市農業委員会1月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、1番の小池よし子委員、2番の常盤悟委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、12月11日から1月13日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、9件、24筆、面積は3,978平方メートルでございます。

法第5条につきましては、3件、3筆、面積は724平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、12件、27筆、面積は4,702平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、12月11日から1月13日までに受付した
ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御
報告いたします。

被相続人は12人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は延べ69筆、面積は延べ
37,526.48平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略
させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたし
ます。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「登記官からの農地の転用事実に関する照会に対する調査結果」につ
いて御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

横浜地方法務局厚木支局登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったものでございます。

本件は、令和7年12月15日付けの案件で、土地の所在地は、飯山字辻下1筆、登記地目は畑、
面積は1,233平方メートルです。

所有者は、飯山にお住まいのAさんでございます。

調査しましたところ、平成30年12月28日付け、農地法第30条に伴う利用状況調査により、非農地
判断をしたところであります。

国の通達に基づく、「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官
からの照会の取扱い」により、事務局長専決事項として、調査結果を送付いたしましたので、御報
告いたします。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

登記申請当事者は、権利者は松枝1丁目にお住まいのBさん、義務者は元町の亡Cさんです。登記記録上の住所及び氏名については、厚木町のDさんです。

土地の所在地は、松枝1丁目1筆、登記地目は畑、面積は132平方メートルです。

当該地は権利者の祖父の代から耕作しておりましたが、権利者の祖父が死亡した際の、遺産分割協議時に祖父の所有地ではないことが発覚し、以降、義務者と連絡が取れないまま、令和7年に義務者の死亡が確認され、現在に至っています。

当該地は、農地であることから耕作を放棄するわけにはいかず、権利者が所有の意思をもって耕作を続け、時効取得による登記申請が行われたものであり、義務者の死亡後も登記義務者から申し立てがないことから、登記権利者が平穩かつ公然と所有の意思を持ち、20年以上占有していることは明らかです。このことから、時効取得完成及び農地として問題ない旨神奈川県知事に報告したものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

証明願提出者は、関口にお住まいのEさんです。

父のFさんが令和7年5月17日に亡くなったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が令和7年12月15日に提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、関口字内輪3筆、登記地目は全て畑、合計面積は

1,438平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は1件でございます。

証明願の提出者は、中依知にお住まいのGさん、対象地は中依知字櫻樹1筆、登記地目は畑、面積は650平方メートルでございます。

当該地につきましては、平成10年頃から住宅敷地として使用し、現在に至っているもので、平成28年度固定資産土地評価証明で確認できます。

これらの経過を踏まえ、常盤悟委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主査>

ただいま議題となりました「農地法第5条の規定による許可申請の取下げ」について御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

対象地は、三田字下前川原1筆、登記地目は畑、面積は996平方メートルです。

受人は三田の合同会社H代表社員 I さん、渡人は三田にお住まいの J さんです。

所有権移転による車両置場及び資材置場設置のため、令和 7 年 11 月 10 日付けで申請があり、同年 11 月の定例総会で御審議いただいたものですが、受人の都合により農地転用の遂行が不可能になったことから、令和 7 年 12 月 23 日付けで申請者から許可申請取下げ書の提出があり、当該申請が取下げとなりましたので、報告するものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程 8、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は 2 件でございます。

1 番でございます。

対象地は飯山字千頭道上 1 筆、現況地目は田、面積は 568 平方メートルです。

渡人は横浜市磯子区磯子 2 丁目にお住まいの K さん、横浜市都筑区北山田 4 丁目にお住まいの L さん、受人は上荻野にお住まいの M さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されています。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機。

労働力につきましては、本人のみです。

2 番でございます。

対象地は酒井字八木間 2 筆、現況地目は田及び畑、合計面積は 561 平方メートルです。

渡人は酒井にお住まいの N さん、受人は酒井にお住まいの O さんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人のみです。

なお、1 番及び 2 番において、農地法に規定する各規準については満たしています。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程 9、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。

なお、本議案の 1 番については、伊藤洋文委員が関係する事案です。

「農業委員会等に関する法律第 31 条」の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、伊藤洋文委員の退出を求めます。

[伊藤洋文委員 退室]

<議長>

それでは、日程 9、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただ今議題となりました、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 1 番について、御説明いたします。

今月は、貸借の開始期が令和 8 年 3 月 1 日のものについてお諮りいたします。

渡人は温水にお住まいの P さん外 1 名、受人は温水にお住まいの Q さんです。

対象となる農地は、温水字宮原 1 筆、現況地目は畑、面積は 906 平方メートルでございます。

利用目的は普通畑、3 年間の使用貸借権の設定でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより審議に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議題第2号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第2号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の1番について、原案のとおり決しました。

ここで、伊藤洋文委員を入室させてください。

[伊藤洋文委員 入室]

<議長>

それでは、日程9、議案第2号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の2番から35番について、御説明いたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、34件、111筆、合計74,778.27平方メートルでございます。

権利の種類としては、賃貸借権が3件、使用貸借権が31件、設定期間については、3年間で33件、9年間で1件となっております。

従前の農用地利用集積計画からの移行が25件、新規が8件、一部新規が1件でございます。

なお、受人については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定する要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番から 35 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

よって、日程 8、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」の 2 番から 35 番について、原案のとおり決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、令和 8 年厚木市農業委員会 1 月定例総会を閉会いたします。

令和 8 年 1 月 26 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
